

令和7年度綾瀬市立綾瀬中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等対策に関する基本的な方向に関する事項

＜本校のいじめ防止に関する基本理念＞

「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめを生まない学校づくりに向けて、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、生徒の感じる被害性に着目し、いじめの防止等のための対策に取り組む。」

＜いじめの定義＞

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているもの」を言う。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

＜生徒には、次のことを継続して伝えていく＞

「相手の心を傷つけない。そのために、相手の気持ちを考えた、思いやりのある行動を心がける。」

＜学校及び職員の責務＞

「いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、組織的にいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処するために、いじめ防止等の対策の組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげ、被害の拡大や再発防止に努める。」

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び集団での体験的活動等の充実を図る。
- ・いじめ防止に資する生徒の自主的活動を支援するため、保護者及び地域住民その他の関係者との連携に取り組む。
- ・学校全体で、生徒とのふれあいを大切にし、本当の気持ちや悩みなどを日頃から教職員に打ち明けることができる人間関係づくりに取り組む。
- ・教職員は、道徳科、学級活動の時間等を利用し、いじめ防止の重要性に関する理解を深める。
- ・教職員は、授業改善を重ねるとともに、居心地の良い学校づくりに努め、日々の授業や活動を大切にしていく。
- ・教職員は、生徒や保護者と信頼に満ち溢れた人間関係を築いていく。
- ・教職員は、自らの言動がいじめを助長することがないよう細心の注意を払って指導に取り組む。
- ・「いじめ」とは何かを生徒が主体となって考え、クラスや部活動ごとに「いじめ防止3カ条」を決めることで、「いじめ」に対する意識の向上と防止を図る。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する調査（スクールアンケート）を毎月1回実施する。
- ・調査方法は、質問紙（記名）方式によるほか、適宜聞き取り調査によることもできる。
- ・保護者との連携を密にし、協力体制をつくって、対策の実施及び生徒の指導に取り組む。
- ・教職員は、日頃から生徒の様子を観察し、いじめの兆候の発見に努める。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る通報や相談がしやすくなるよう体制の整備を行い、迅速に対応できるようにする。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの疑いやいじめの訴えがあった場合は、直ちに教育相談等を実施し、早期解決に向けての支援や指導を行う。
- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、速やかな組織的対応を図り、情報の共有や対策の手順・方針の共通理解のもとに必要な措置を講ずるとともに、いじめに係る情報を適切に記録しておく。
- ・いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめを受けた生徒が安心して教育を受けるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。

- ・いじめの関係者、当事者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して取り組む。

(4) インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応

- ・発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットや携帯電話を通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、関係団体及び企業等との連携により、情報モラルの意識醸成等に努める。
- ・アンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットや携帯電話を利用したいじめの早期発見に向けて取り組む。
- ・生徒及び保護者に必要な研修・啓発活動に取り組む。
- ・教職員のスキルアップ等を図るための研修会を実施する。

(5) 「学校いじめ対策等検討委員会」の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「綾瀬中学校いじめ対策等検討委員会」を設置する。

<設置根拠等>

- ・いじめ防止対策推進法第22条により設置する常設組織とする。

<構成員>

- ・校長、教頭、総括教諭、生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー 等
- ・事例に応じた専門人材の登用 スクールソーシャルワーカー、医師（学校医） 等

<活 動>

- ・「スクールアンケート」等の定期的な実態把握に関すること。
- ・いじめの通報・相談に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響等いじめ問題に関する生徒の理解を深めること。
- ・いじめ事案への対応及び事実確認調査等に関すること。
- ・校内既存組織の活用及び連携に関すること。
- ・その他いじめ防止対策に必要と認められること。

<開 催>

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は必要の都度、緊急開催とする。

(6) 重大事態への対処

- ・ 生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下「重大事態」という。）は、以下の対処を行う。相当の期間とは、年間30日間を目安とする。
 - ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
 - ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織及び分掌を定める。
 - ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時・適切に提供する。

(7) 学校評価における留意事項

- ・ いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(8) その他

- ・ この方針は、必要に応じて見直しを図るとともに、生徒及び保護者ほか関係者への周知公表を行う。

1年1組のいじめ防止三カ条

- ①仲間外れを作らない。
- ②適度な距離感で関わる。
- ③相手の気持ちを考えた行動をする。

1年2組の三カ条

- ①相手の気持ちを考える
- ②自分がやられて嫌なことはしない
- ③コミュニケーションを取る

1年3組の三カ条

- ①相手の気持ちを考える
- ②面白がったり
人の悪口を言ったりしない
- ③日頃から
自分が嫌なことをしない

1年 4組の三カ条

- ①一人ひとりが思いやりをもつ。
- ②優しい言葉づかいをする。
- ③攻撃したり嫌だと思われる行動をしない。

1年5組 いじめ防止三カ条

- ①相手の気持ちを考え、気づかい
考えて行動する
- ②空気（雰囲気）を悪くしない
- ③いじめを見たら先生に報告する

2年 1組の三カ条

- ①見て見ぬふりをしない 
- ②相手の気持ちも考える 
- ③ひとりにしない 

2年 2組の三カ条

- ①人の気持ちを考えて行動する。
- ②みんなに対して、差別することなく平等に接する。
- ③周りに流されず、しっかり自分の考えを大切にね。

2年 3組の三カ条

- ①行動に責任を持つ
- ②関わりを増やして一人をつくらない
- ③見ているだけでなく行動する

2年 4組の3カ条

- ① 見て見ぬふりをしない
- ② されて嫌なことをしない
- ③ 相手の悪いところではなく
良いところを見つける

2年 5組の三カ条

- ① 仲間を大切にする。
- ② 暴力や悪口で人を傷つけない。
- ③ 1人ひとり尊重して平等に接する。

3年1組の3カ条

- ① 自分の言動に責任をもつ
- ② 自分がされて嫌なことを相手にしない
- ③ 相手の長所を見つける

3年2組の三カ条

- ① 自分の言葉に責任をもつ
- ② 相手の良いところを見つける
- ③ 個性を大切に



3年 3組の三カ条

- ① 見て見ぬふりをしない
- ② 傍観者に絶対ならない
- ③ 行動する前に正しいかを考える

3年4組の三カ条

- ① 一人ひとりの存在を尊重する
- ② 人との距離感を考える
- ③ 個性の「和」を大きくする

3年 5組の三カ条

- ① 自分がされていやなことはしない
- ② 相手の気持ちを考えて行動する
- ③ 周りを見て行動し、見て見ぬふりをしない

3年6組の三カ条

- ① ことばづかいに気をつける
- ② 見て見ぬフリをしないで
優しくする
- ③ 相手の個性や権利を尊重する